

## 指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて

平成 31 年 4 月 24 日（水）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電 話 06-6941-0351（内線 4486、4488） F A X 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099
--

大阪府は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消すこととしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 法 人 名 サンリツシステム工業株式会社
- (2) 代 表 者 代表取締役 山藤 良太
- (3) 所 在 地 羽曳野市白鳥一丁目 6 番 23 号

#### 2 事業所の名称及び所在地等

- 事業所名 デイ・センター清寧館
- 所 在 地 羽曳野市西浦六丁目 2 番 20 号
- サービス種別 通所介護

#### 3 指定年月日

平成 30 年 2 月 1 日

#### 4 指定の取消年月日

平成 31 年 5 月 1 日

#### 5 指定の取消しの理由

不正の手段による指定（法第 77 条第 1 項第 9 号に該当）

法人は、A 氏に生活相談員として勤務する意思がないことを知りながら、平成 29 年 12 月 27 日付け指定申請書に A 氏を生活相談員 2 名のうちの 1 名として配置する旨の虚偽の記載をし、介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定を受けた。

また、指定後の事業所の運営においても A 氏が生活相談員として勤務している実態はない。